

鰺ヶ沢町と弘前大学の地域連携事業に関する協定書

鰺ヶ沢町と弘前大学は、相互の発展に資するため、産業、文化、教育、まちづくり、学術の分野等で協力するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと産業、文化、教育、まちづくり、学術の分野等において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

(1) 産業振興に関する協力

(2) 文化的育成・発展に関する協力

(3) まちづくりに関する協力

(4) 人材育成に関する協力

(5) 学術に関する協力

(6) その他必要と認める事項

(協議事項)

第3条 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議するものとする。また、この協定に関して疑義を生じた事項については、両者協議して定めるものとする。

(有効期間)

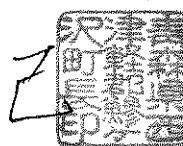
第4条 この協定の有効期間は、両者の代表者が署名した日から発効し、平成18年3月31日までとする。ただし、鰺ヶ沢町及び弘前大学から異議の申し立てがない場合は、1年毎に自動更新する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年10月6日

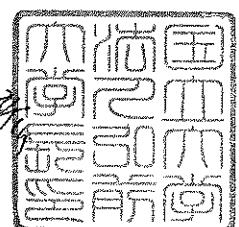
鰺ヶ沢町長

後川 茂



国立大学法人弘前大学長

遠藤 正孝



弘前大学と鰺ヶ沢町の地域連携事業に関する協定書

弘前大学と鰺ヶ沢町は、相互の発展に資するため、産業、文化、教育、まちづくり、学術の分野等で協力するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと産業、文化、教育、まちづくり、学術の分野等において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 産業振興に関する協力
- (2) 文化的育成・発展に関する協力
- (3) まちづくりに関する協力
- (4) 人材育成に関する協力
- (5) 学術に関する協力
- (6) その他必要と認める事項

(協議事項)

第3条 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議するものとする。また、この協定に関して疑義を生じた事項については、両者協議して定めるものとする。

(有効期間)

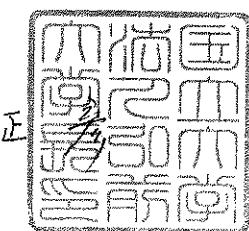
第4条 この協定の有効期間は、両者の代表者が署名した日から発効し、平成18年3月31日までとする。ただし、弘前大学及び鰺ヶ沢町から異議の申し立てがない場合は、1年毎に自動更新する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年10月6日

国立大学法人弘前大学長

遠藤正



鰺ヶ沢町長

長谷川兼一

